

少子化対策の抜本強化に向けたトータルプラン 【政策集】

I 出生率を高めるための施策

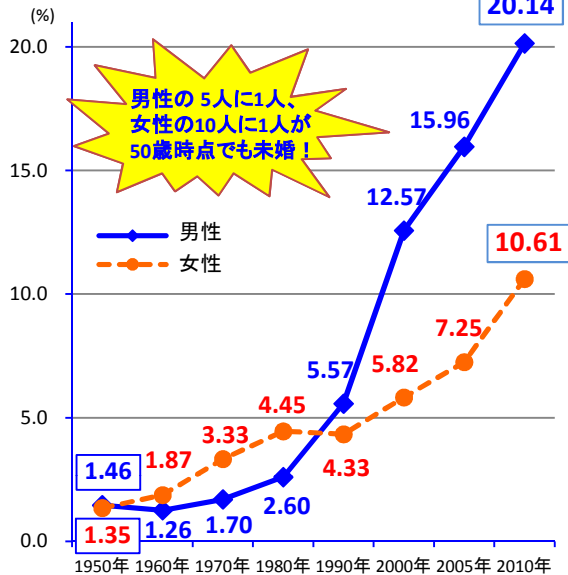
I 出生率を高めるための施策

－ 結婚 －

1 総合的な結婚支援策の強化

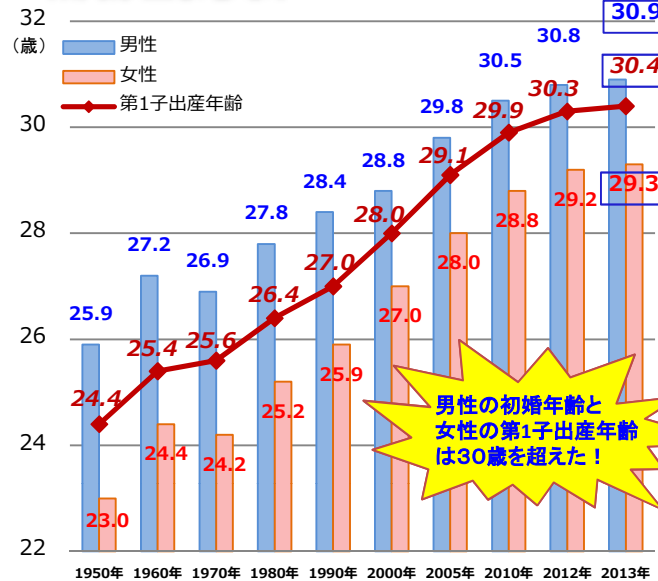
○ 1990年以降、生涯未婚率は急上昇

(総務省:H22国勢調査)



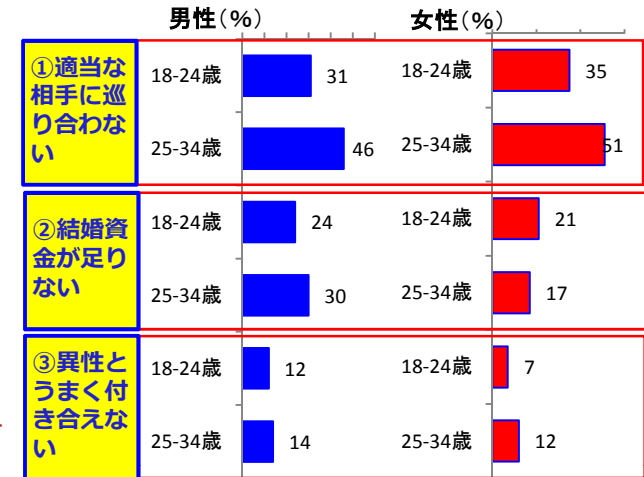
○ 平均初婚年齢、第1子出産年齢の上昇傾向が止まらない

(厚生労働省:H24人口動態統計調査)



○ 結婚できない理由は「適当な相手に巡り合わない」「結婚資金が足りない」が圧倒的

(国立社会保障・人口問題研究所:H22出生動向基本調査)



参考：結婚しない理由
 ① 必要性を感じない
 ② 自由さや気楽さを失いたくない
 ③ 仕事に打ち込みたい

○ 結婚をする・しないは自由な選択だが、結婚「できない」理由には具体的な対策が必要。

○ 結婚の希望を叶える環境整備に向けて、国による積極的な後押しが不可欠！

◆ 地方は地域の実情に応じた多様な結婚支援策を展開。国は、地方の取組を財政支援などにより積極的に後押し。

【地方の取組】

○ 結婚を希望する方への出会いの機会の提供、きめ細かな相談・支援体制の整備

- ・ 出会いの機会づくり (多様なイベント)
- ・ 結婚支援センターの運営
- ・ 婚活サポーターの養成
- ・ 独身者の状況に応じた婚活セミナーの開催 など

◆ 国自らも主体的な取組を推進すべき。

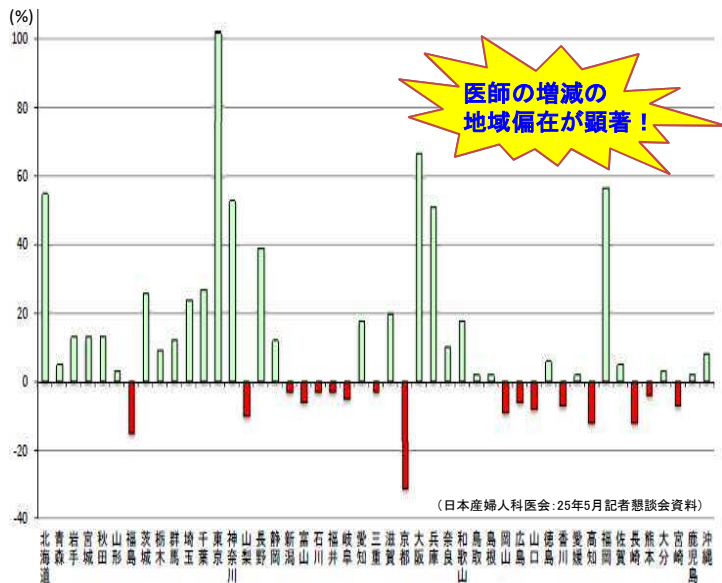
- ・ 結婚する若者や子育て世帯向け住宅の供給促進、多世代同居や近居住宅への支援
- ・ 結婚や家庭の良さを啓発するポジティブキャンペーン

I 出生率を高めるための施策

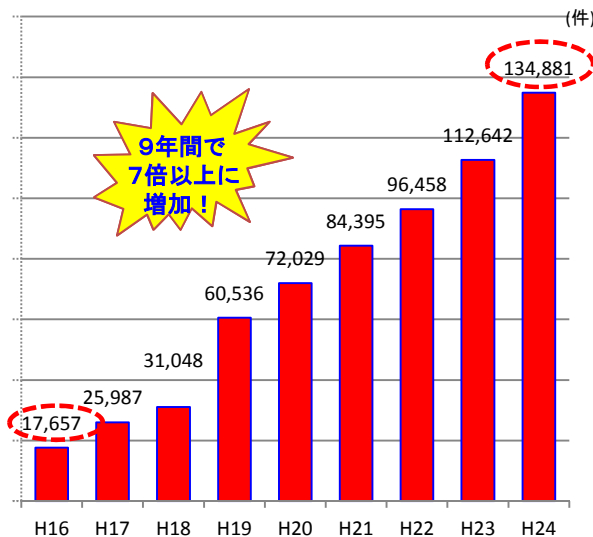
— 妊娠・出産 —

2 妊娠・出産のための環境整備

○分娩取扱医師数の動向（2012年と2006年との比較）



○特定不妊治療の助成件数は年々増加



○助成対象者の年齢層の9割が30～44歳

年齢	延べ件数	割合
～24歳	238件	0.2%
25～29歳	6,137件	5.4%
30～34歳	26,961件	23.9%
35～39歳	45,392件	40.3%
40～44歳	30,040件	26.7%
45歳～	3,868件	3.4%
不明	6件	0.0%
合計	112,642件	100.0%

(厚生労働省：25年8月「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」報告書) ※H24は速報値

○産科医等の地域偏在が深刻化する中、地域で安心して出産できる環境整備が急務！

○不妊治療を望む方への支援策の拡充・強化が必要！

○将来の仕事と併せて、出産・子育てを視野に入れたライフプランの早期形成も重要！

◆安全・安心な周産期医療体制の充実

- ・国レベルでの医師確保対策の強化
- ・地域医療を担う地方大学や地域の教育病院等への人的・財政的支援

◆不妊に関する総合的な支援

- ・不妊に対する相談・支援体制の拡充（男女ともに受診しやすい体制整備）
- ・男性の不妊治療への支援の充実 ・医療保険の適用範囲と助成措置の拡大
- ・不妊に関する研究の推進、専門医の育成
- ・不育症への積極的な支援（検査、治療研究、検証、自治体への情報提供など）

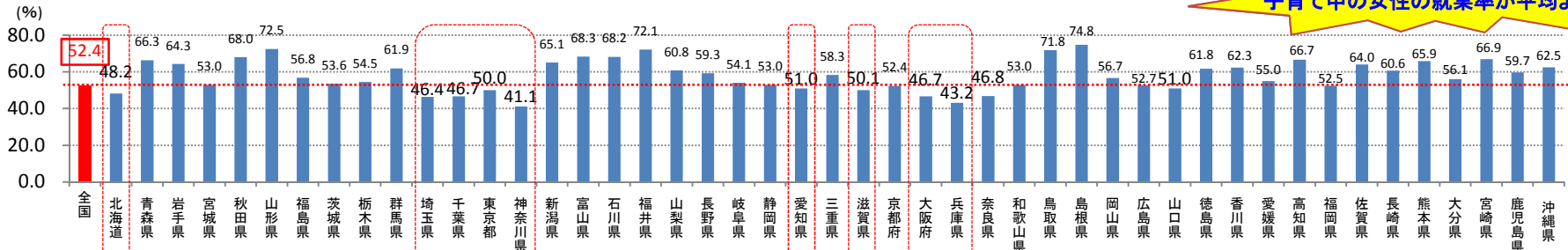
◆妊娠・出産に関する医学的な情報提供の推進

- ・医学的に正確な情報提供と社会的関心の喚起
- ・思春期から妊娠・出産の医学的知識を学べるライフプラン教育の拡充
- ・企業の新人研修等を活用したライフプラン形成の促進

I 出生率を高めるための施策 - 子育て -

3 子育て支援策の充実

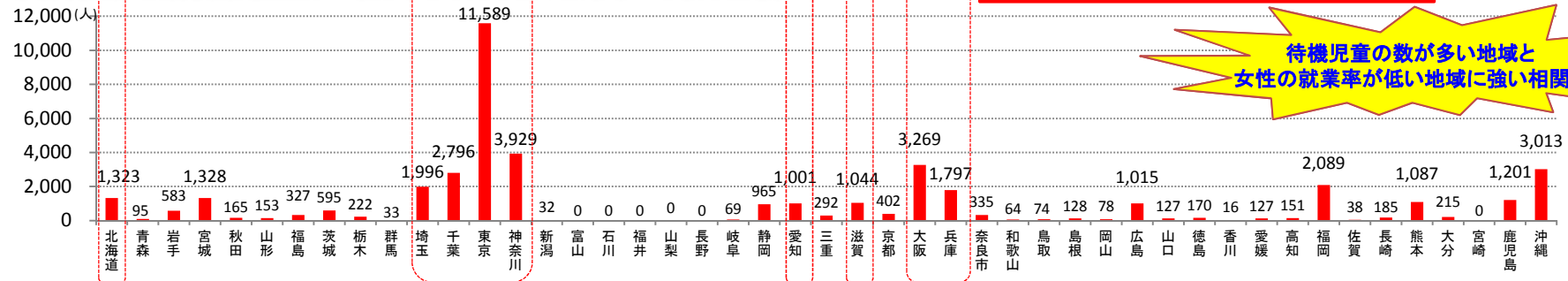
○未就学児を育児する女性（25～44歳）の有業率 （総務省:H24就業構造基本調査）



都市部は雇用の場が多いものの、子育て中の女性の就業率が平均より低い！

○保育所入所待機児童数（25年10月1日：政令市・中核市含む）

平成25年10月1日現在 44,118人（厚生労働省公表）



待機児童の数が多地域と女性の就業率が低い地域に強い相関！

有業率が平均以下で、待機児童が1千人以上の都道府県

○子育てしながら働く女性が増加する中、待機児童の解消（保育所・学童保育）は喫緊の課題！

○子育てへの不安の解消などに向けて、地域の実情に応じた子育て支援策の拡充・強化が必要！

◆子ども・子育て支援新制度による量・質両面の拡充を強化

- 待機児童の解消 保育士等の安定的・継続的雇用のための処遇改善
- 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量的・質的拡充
 - ・職員配置基準の見直し、退職者の復帰支援を含めた保育士等確保対策、年度途中入所の円滑化のための職員加配、障害児等保育の充実
 - ・事業所内保育、病児・病後児保育、休日夜間保育、自然体験保育等の充実に向けた助成拡大
 - ・放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃
 - ・地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター等の一層の拡充に向けた要件緩和
 - ・現行水準を反映したより適正な公定価格の設定
- これらに必要となる1兆円超の財源の確実な確保
- 安心こども基金による施設整備や保育教諭の確保支援等の継続

◆社会的養護の必要な子どもの支援体制の充実（職員配置基準の引き上げ等）

- ◆産後ケア体制の強化
- ◆安価で利用しやすい家事支援サービスの充実・利用拡大の検討

I 出生率を高めるための施策 - 子育て -

4 子育てに伴う経済的負担の軽減

○理想の子どもの数と予定する子どもの数 (H22: 既婚者)

◇理想の子どもの数	2.42人
◇予定する子どもの数	2.07人 (▲0.35人)

第1位は経済的な理由!

「理想」と「予定」に乖離がある理由	理想2人 予定1人	理想3人 予定2人
子育て・教育にお金がかかりすぎる	44.0%	71.1%
高年齢で生むのは嫌だから	36.7%	34.0%
欲しいけれどできないから	33.3%	9.8%
これ以上の育児負担に耐えられない	13.9%	20.2%
仕事に差し支える	14.1%	18.7%

(国立社会保障・人口問題研究所: H22出生動向基本調査)

○とりわけ負担の大きい子どもの教育費用 (H24: 万円)

教育費	公立	私立
幼稚園	66	146
小学校	183	854
中学校	135	389
高等学校	116	289
大学(学費等)	269	528
“(住居・食費等)”	217	125
“(その他生活費)”	139	138
計	1,125	2,469

全て公立でも1千万超!

○就学前は「保育所」の場合

市町村別・所得階級別等で異なるが、3年間の幼稚園に比べ、0歳から6年保育の場合、※子どもが1人の世帯の平均額×6年で184万円程度と、公立幼稚園の2倍以上の負担!
(※厚生労働省: H21地域児童福祉事業等調査)

○幼稚園～高等学校までの費用

学用品、給食費等のほか、塾や習い事の費用も含む

○大学(4年間、公立は「国立」の額)

地方から都市部の大学へ進学の場合、学費に加え住居費や生活費の仕送りも大きな負担

(幼稚園～高等学校: 文部科学省「H24子どもの学習費調査」 / 大学: 日本学生支援機構「H24学生生活調査」)

○理想とする子どもの数を養育できない大きな要因として、子育て・教育費の過大な負担が影響。

○3人目の養育を検討する際には、経済的な不安を取り除く思い切った負担軽減策が効果的!

◆保育料や教育費などの負担軽減策

- 第3子以降への重点的な支援
 - ・多子世帯保育料軽減措置における同時入所要件の廃止と対象の拡大
 - ・低所得者に配慮した保育料軽減措置の充実
- 段階的な幼児教育・保育の無償化
- 教育費の負担軽減
 - ・奨学給付金の拡充など、高校・大学生等への修学支援策の一層の充実

◆税制等を通じた負担軽減策の検討

- ・海外を参考にした育児支援諸費用の一定割合の税額控除制度の創設
- ・世帯単位の課税など多子世帯に有利な負担軽減策

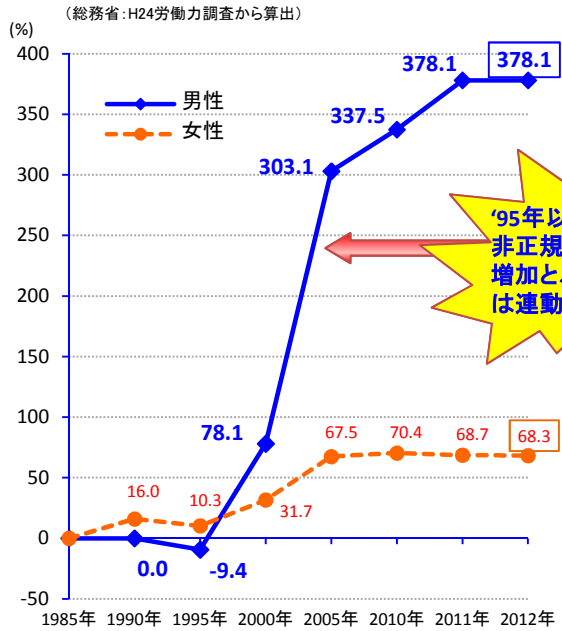
◆子どもの医療費助成制度の創設

- ・医療保険制度を担う国において、全ての子どもを対象とした助成措置を制度化

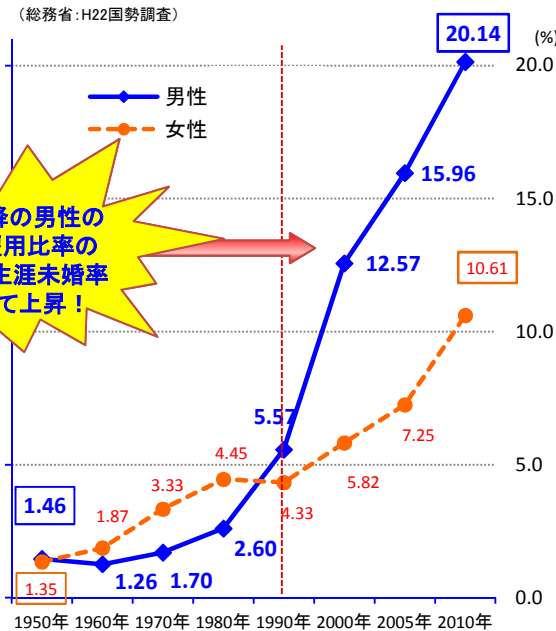
I 出生率を高めるための施策 -仕事と育児の両立-

5 子育てを阻んでいる雇用環境の改善

○ 1985年を起点とした25～34歳の男女の非正規雇用比率の増減



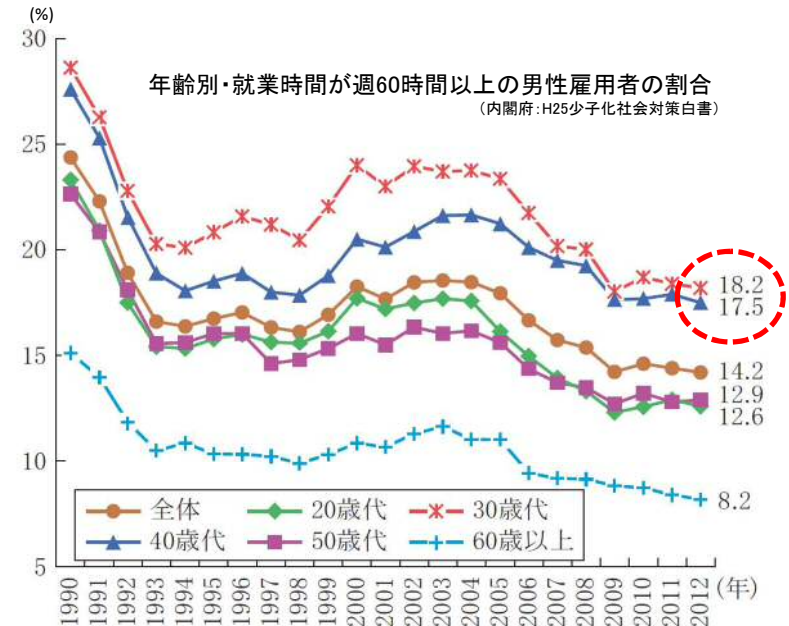
○ 生涯未婚率の推移



★ '95年以降の男性の非正規雇用比率の増加と、生涯未婚率は連動して上昇！

～背景には雇用環境の問題～

○ 子育て世代である30～40代男性の労働時間は5人に1人が週60時間と、他の年代に比べ高い水準



○ 非正規雇用の増加や恒常的な長時間労働は、結婚・出産・子育ての大きな制約要因。

○ 安定した収入と、結婚や子育てに取り組む時間を確保できる働き方への転換が不可欠！

◆ 正規・非正規雇用の二極化の是正

- ・ 性別や正規・非正規を問わず活躍できる就労環境の整備
- ・ 若年層の非正規雇用から正規雇用への転換を可能とする雇用制度の見直し
- ・ 業務に見合った賃金など、非正規雇用の処遇改善

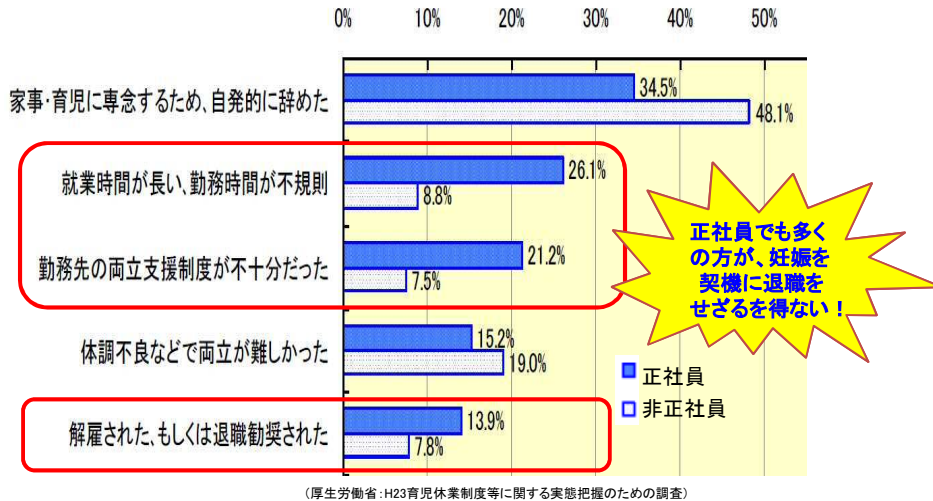
◆ 長時間労働の解消

- ・ 長時間労働の規制強化、管理職や企業経営者等の意識変革を促進する取組
- ・ 時間外労働に一定の上限時間を設定
- ・ 時間外手当の単価アップによる経営者の主体的な取組

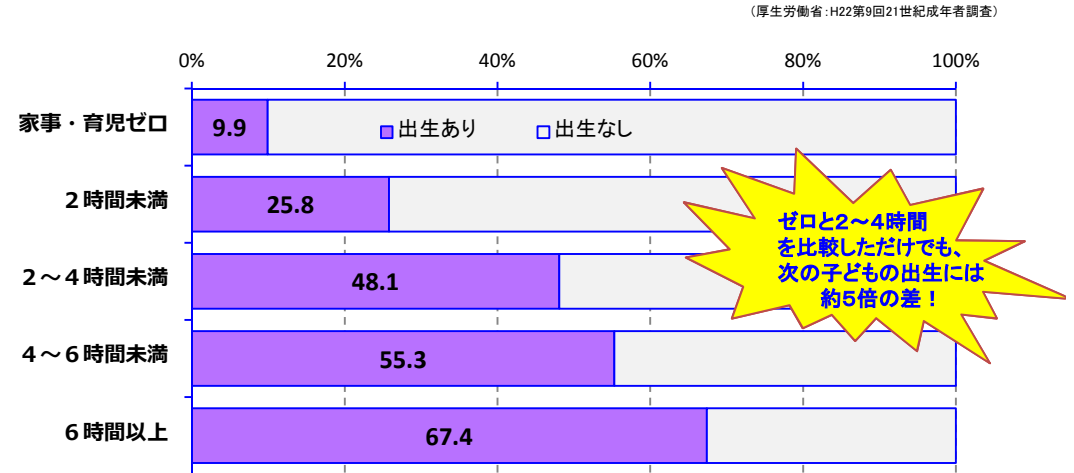
I 出生率を高めるための施策 -仕事と育児の両立-

6 仕事と子育ての両立が可能となる職場環境の整備

○未子を妊娠した時の女性社員の退職理由



○ 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合



○女性の活躍促進と、出産後も継続して働ける就労環境の整備は、いわば車の両輪。

○理想の子どもの数の実現には、男女がともに、仕事と子育ての両立ができる環境整備が不可欠！

◆妊娠・出産が女性の離職につながらない就労環境の改善 (ワーク・ライフ・バランスの抜本強化)

- ・仕事と育児の両立に関する企業のトップや管理職の意識改革 (啓発セミナー等)
- ・育児休業や両立支援制度を利用しやすい職場風土の醸成に向けた啓発強化
- ・育児休業代替職員の確保に要する経費の負担軽減策
- ・復職の円滑化、復職後の能力アップに取り組む事業主への助成
- ・マタニティハラスメント、パタニティハラスメントの防止
- ・中小企業の一般事業主行動計画の策定率向上、計画の目標達成率の向上につながるインセンティブ (税制優遇や助成措置等) の拡充
- ・子育てや介護を担う男女が利用しやすい多様な働き方の導入促進 (短時間勤務制度、在宅勤務やテレワーク、サテライトオフィスの拡大など)
- ・出産で退職した女性の復職・再就職・起業への支援措置の拡充
- ・企業の子どものを生き育てやすい環境整備の取組の「見える化」

◆男性の家事・育児参画の促進

- ・男性の育児参画ポジティブキャンペーンの実施
- ・男性の育児参画を促進する地方の取組への支援
- ・父性を大いに発揮できるフィールドの提供への支援

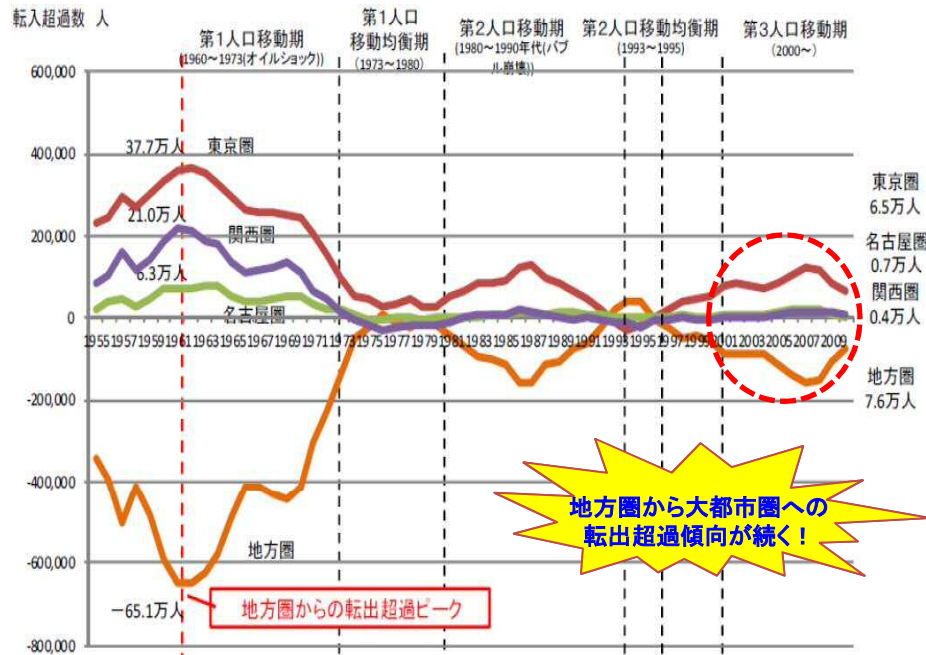
Ⅱ 地方で家庭を築く 若者を増加させる施策

Ⅱ 地方で家庭を築く若者を増加させる施策

7 若者が地方にとどまり働ける雇用の場の創出

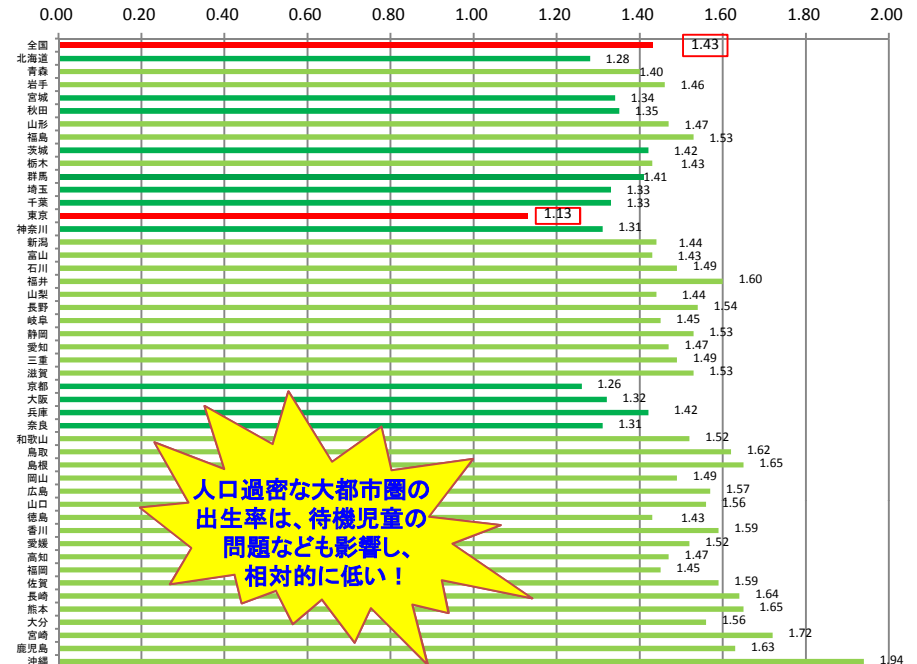
○ 三大都市圏と地方圏との人口移動（転入超過数の推移）

（日本創成会議：ストップ少子化・地方元気戦略（要約版）資料）



○ 都道府県別の合計特殊出生率（H25）

（厚生労働省：H25人口動態月報年計（概数））



○子育ての環境が十分とは言えない大都市圏への、地方からの若者流出が止まらない。

○若者が、住み慣れた地方で安心して家庭を築くための雇用の場の創出が不可欠!

◆若者の雇用につながる地域経済の活性化

- 多様な地域資源を活用した農林水産業の6次産業化の推進
- 中小企業や小規模事業者などを中心とした地域の戦略産業の育成
- ふるさと起業の促進につながる支援措置
- 企業の地方移転の促進、企業の地方移転・分散を促進する税制優遇措置
- 都市の介護需要を地方が支えるための制度改正
- 地方大学への支援と大学キャンパスの地方移転の促進

◆若者の就職支援

- 就学中のキャリア教育の充実、地域ニーズを踏まえた弾力的な職業訓練制度
- ひきこもりやニートなどの若者の就労に向けた自立支援策の推進

◆都市と地方との交流・移住促進

- 田舎暮らしを希望する若者の移住促進、廃校施設等を活用した交流促進
- ITを積極活用した二地域居住の推進

Ⅲ 世代間の支え合いの仕組み

- 子育てを「社会全体で支える」構造への転換が必要。
- 世代間の協力と官民の協働により、子育てを支えていく取り組みが重要！

民間部門の取り組み

- ◆ **元気な高齢者による支援**
 - ・ 子どもの一時預かりなどを担う子育て支援
 - ・ 地域の子どもを見守り交流する場づくり
- ◆ **企業による結婚や子育て応援**
 - ・ 出会いの機会づくりの取組
 - ・ 従業員への積極的な子育て応援
 - ・ ライフプランや子育て講座等を組み入れた企業内研修
- ◆ **地域やNPO、民間団体による支援**
 - ・ 多様な出会いの機会づくり
 - ・ 子育てサークル間の連携・交流の促進

双方の協働により、
理想的な子育て
社会が実現

公的部門の取り組み

- ◆ **結婚から子育てまでのライフステージを通じ、地域の実情に合った切れ目のない少子化対策を推進**
 - ・ 地方の実情に応じた取組を推進するための「地域少子化対策強化交付金」の恒久化と対象範囲の拡充
- ◆ **地方に若者がとどまり、安定した家庭を築くための雇用の場の確保**
 - ・ 国と地方が一体となって成長戦略を強力に推進
- ◆ **政策目標の設定**
 - ・ 国民・企業の意識啓発や国と地方の一体的な施策の展開、政策効果の検証などに資する具体的な目標設定

- 世代間の支え合いを促進する観点からの、これまでにない税財政制度を確立することが必要！

◆子育てを未来への投資と捉えた新たな税財政制度の創設

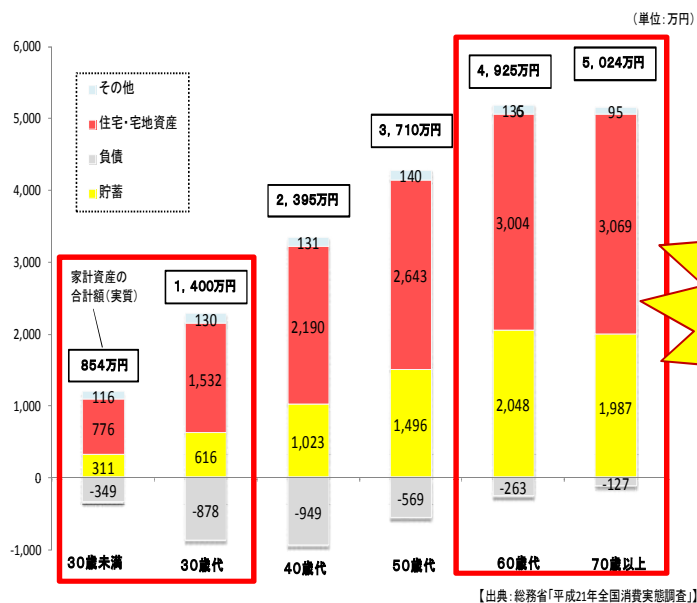
高齢者から子・孫の世代への所有資産の移転と再配分が促進される税財政制度の創設 **【次頁】**

◆社会保障制度の給付・負担の世代間での平準化を図る税財政制度の再構築

高齢者から子・孫の世代への所有資産の移転と再配分が促進される税財政制度の創設

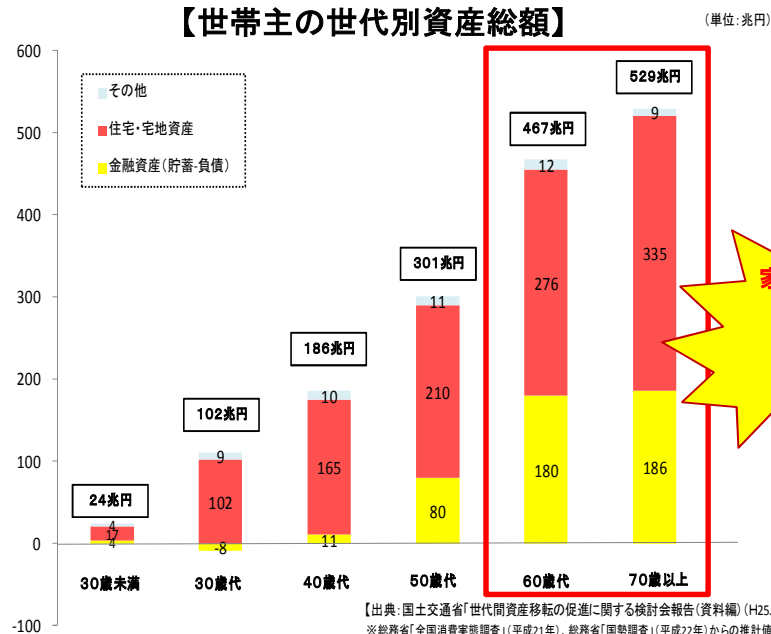
20、30歳代の家計資産は非常に少ないが、60歳以上の高齢者は不動産資産を中心に多額の家計資産を保有。

【世代別の家計資産・負債の状況(2人以上世帯)】



若年層と高齢層では、大きな資産格差！

【世帯主の世代別資産総額】



家計資産の約6割が高齢層に集中！

出生率を上げていくためには、子・孫世代の結婚・子育てに係る経済的な負担を軽減する、高齢者からの所有資産の移転促進策が有効！

○世代間の協力で子育てを支え合うため、高齢者から子・孫の世代への「自発的な」資産の移転を促進！

【例】①贈与税における「結婚・子育て支え合い非課税制度(仮称)」を創設

②公的保険の補償による新たなリバースモーゲージ制度を創設

③新たな投資国債「子育て債(仮称)」を活用した低所得者向け交付金制度等の創設

※子育てを未来への投資へと捉えた新たな国債

○これにより、少額の財政負担でより大きな政策効果を発揮！

(参考) こども手当に係る公的負担(H22)約2.4兆円 > 相続・贈与税収(H26)約1.5兆円

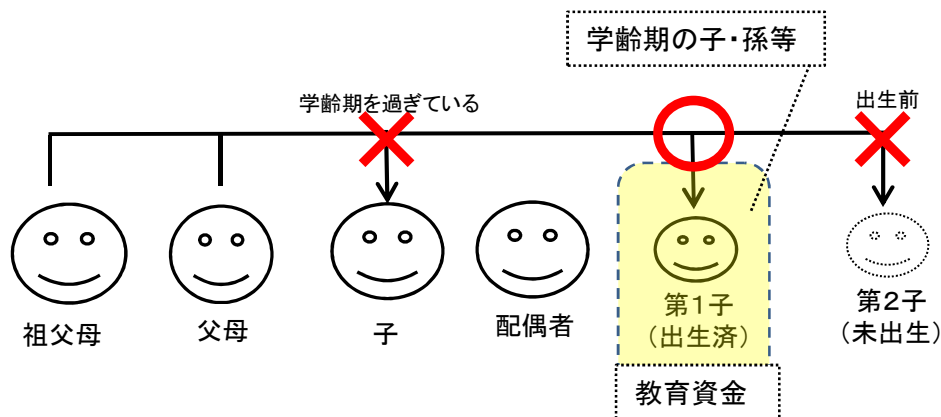
※いずれも予算ベース

提案① 「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」の創設

- 贈与税について、現行制度の要件を緩和し、「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」を創設（恒久制度）。
- 相続税について、課税ベースの拡大（基礎控除の引き下げ）により、その一部の少子化対策目的税化を検討。

【現行】教育資金等の一括贈与に係る贈与税の非課税制度

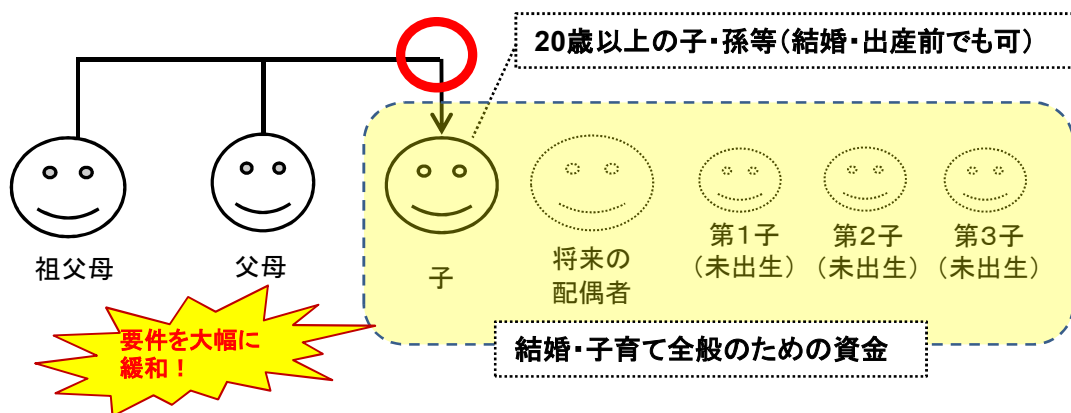
...贈与資金の対象



<現行制度の課題>

- ①出生した学齢期の子・孫等に対する贈与のみが対象
→ 結婚、出産していない若年世代の将来の経済不安の軽減につながらない
- ②金融機関に領収書等を提出した後、支出した資金を払い出し
→ 手続きが極めて煩雑
- ③対象資金は教育資金に限定
→ 子育て世代の幅広い資金ニーズに応えられていない
- ④時限的な制度（H25.4.1からH27.12.31までの贈与に限る）
→ 将来の子育て世代が利用できない

【新制度】「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」（イメージ）



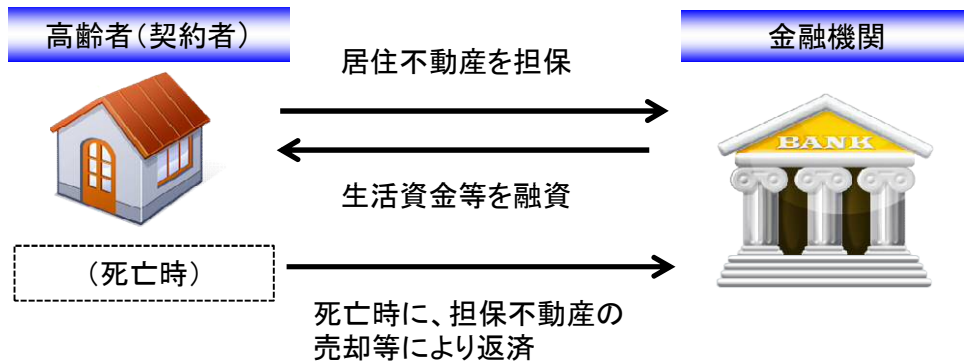
<新制度の改正ポイント>

- ①対象要件の緩和
 - 20歳以上の子・孫等であれば結婚、出産前の贈与も対象
- ②手続きの簡素化
 - 結婚、出産の事実があれば、金融機関から一定額を払い出し
- ③対象資金の拡充
 - 対象資金を結婚・子育て全般のための資金にまで拡充
 - 上限額（現行1,500万円）の引き上げを検討（※）
※各種調査結果を基に試算すると、結婚し、3人の子どもを大学卒業（すべて国公立）まで育てる場合の費用は約9,100万円
- ④制度の恒久化

提案② 公的保険の補償による新たなリバースモーゲージ制度の創設

- 子・孫世代への資産移転促進のためには、高齢者の不動産資産の現金化を容易にするリバースモーゲージのさらなる普及が必要。
- そのためには、普及の課題となっているリスク補償のための公的保険制度の整備が必要。

【リバースモーゲージの仕組み】



契約者の長生き、金利の上昇、不動産価格の下落による担保割れリスク
⇒カバーするための公的保険の整備が必要

【リバースモーゲージの具体例】

分類	実施主体	主な貸付要件	貸付限度額	資金用途
公的	都道府県 社会福祉協議会	65歳以上 市町村民税の非課税世帯	居住用不動産の評価額の70%程度 1月当たり30万円以内の額	毎月の生活費
公的	住宅金融支援機構	60歳以上	1000万円又はリフォーム工事費の低い額	自己所有宅のバリアフリーリフォーム、耐震改修工事等資金
民間【公的保険】	民間金融機関 (住宅金融支援機構による融資保険)	60歳以上	1,500万円、リフォーム工事費又は担保評価額50%の低い額	自己所有宅のリフォーム等資金
民間	A銀行	年収120万円以上 55歳以上80歳以下 対象地域(マンション) :首都圏・京阪神エリア	500万円以上1億円(マンションは5000万円)以内 年に1回見直し	自由
民間	B信託銀行	60歳以上84歳未満 対象地域:三大都市圏エリア	自宅の土地評価額の50%以内(但し評価額は8,000万円以上) 3年に1回見直し	自由
民間	C銀行	金融資産を相応に保有し、安定・継続収入が見込めること 55歳以上 対象地域:首都圏エリア	1,000万円以上2億円以内で自宅の土地評価額以内(但し評価額は2,000万円以上)	自由又は有料老人ホーム入居料等

公的機関は用途限定、民間金融機関は対象限定
⇒幅広い高齢者が利用しやすい制度が必要

民間金融機関が幅広い高齢者を対象に子・孫への贈与等の資金をリバースモーゲージで融資する際に、公的保険により補償する新制度を創設！